

屋敷二郎 一橋大学大学院法学研究科准教授

帝政期ドイツにおける夫婦財産契約～理論と実務の懸隔

「契約」の複合領域研究プロジェクト
ワークショップ

2008年10月31日

秘蹟から市民婚へ

- トリエント公会議 (1545～63)
 - 婚姻の秘蹟化
 - 無方式の婚姻開始 (ローマ法・中世法) の廃止
 - 両性の合意～司祭の媒介的機能
- プロテスタント地域における婚姻の世俗化
 - 領邦教会制 (ウェストファリア条約)
 - 国家的制度としての婚姻法の発展
 - 他方で、牧師の立会い強制
- 市民婚と教会婚の分離

婚姻の本質～制度か？契約か？

- 自然的制度
 - 目的に依存しない現存在
 - サヴィニー
- 人為的制度
 - 国家による目的設定
 - 例) 出産・扶養 (ALR)
- 契約
 - 婚姻を締結する個人が目的・内容を設定

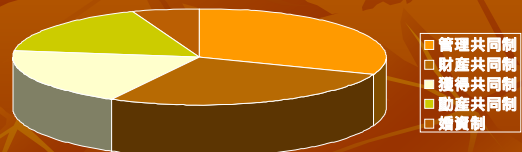


BGB草案準備 (1874年～)

- 目標: 「制度」としての統一的夫婦財産法
- 法状況調査・鑑定
 - 主要なものだけでも、プロイセン法 (ALR)、ザクセン法、バイエルン法、普通ローマ法、フランス法 (Code Civil) の分裂状況
- 調査の結果、きわめて深刻な法分裂が判明
 - 100種類以上のヴァリエーション
 - 全体を5類型化～地域分割？



BGB制定以前の人口分布



BGB草案において婚資制は管理共同制に吸収され、独自の類型とされなかった。代わりに夫婦別産制が補充的類型として導入された。

プランクの方針

- 第一段階
 - 夫婦財産法の類型化
- 第二段階
 - 統一夫婦財産法の形成
- 管理共同制の優位
 - 5類型を並列せず、ゆるやかな法定財産制への統合を図る



夫婦財産契約

- 統一法形成の手段として導入された選択手続
 - あくまでも類型間の選択のために設定
 - 契約によって自由に夫婦財産法の内容を定めることは、想定されていない
- 起草者プランクの意図
 - 夫婦財産契約は、夫婦財産登記簿に記載されて初めて対抗力を持つ
 - 管理共同制以外の夫婦財産類型に「夫婦財産契約」を課すことによって、他の類型が一般的な地域においても徐々に法定財産制を浸透させる手法

女性運動の立場

- 男女同権の観点から、制度として画一的に別産制を法定財産制とすることを主張
 - ゆえに草案反対の立場
 - 現実からの乖離？
- 草案確定(1896年)後は、契約による別産制選択に向けた啓蒙活動にシフト
 - 女性の権利保護協会での相談
 - 数々の手引書を通じて雛形を提供

通俗手引書

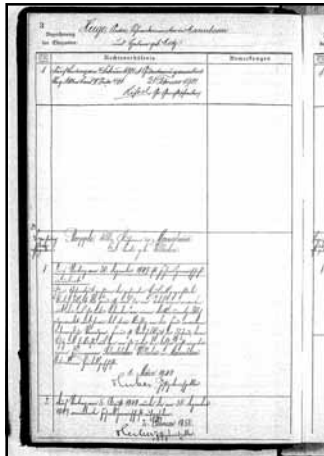


誤解と混乱～デルンブルクの指摘 (1908年)

- 法定財産制は素人だけでなく専門家にも難しい
- BGBの財産共同制は時代遅れ
- 契約自由は夫婦財産契約にも適用される
- よって、ドイツ人の法観念では理想にほど遠いが、単純で実用的なため、別産制が普及



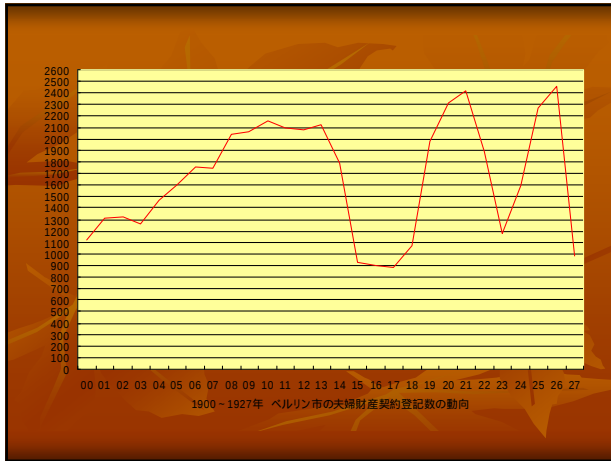
- 別産制の場合でも、妻は夫に財産管理を全面的・部分的に委ねることが多い



- ヌスバウムの法事実研究(1926年)

- 家族法の大部分と相続法の一部はほとんど適用されていない

- 夫婦財産登記簿は、BGBによって導入された新たな制度
～ 公証人の混乱



バイエルン司法統計



- 登記の内訳は、圧倒的に別産制
 - 46% → 94% に増加
 - 別産制の選択数はほぼ一定、他の財産制の選択は激減
- 第一次大戦期から、農民の間に登記を回避する実務が定着

ある「妄想財産制」の事例

- 「1913年7月2日の夫婦財産契約により、衣類や消耗品など妻の個人的使用に供する動産のみが留保財産である。他の全ては、妻の留保財産となすべきものを含む妻の将来の財産を含め、持参財産とされる。持参財産の管理は夫婦両者が共同して行うが、その用益は契約に明記された制限のもと夫にのみ帰する」
- → そもそも「登記などすべきでなかった」(ヌスパウム)契約の実例。
- → しかし、夫婦財産契約の「契約」的理解の極端な例とも言える。

「実像」への多元的アプローチ

